

継続研修規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「本協会」という。）認定登録に関する規程第5条に規定する継続研修について、基本的事項を定める。

(実施主体)

第2条 継続研修の実施主体は本協会とする。ただし、本協会は、認定団体及び理事会の決議により継続研修システム要件を充足し、医業経営コンサルタント資格認定審査会が継続研修の委託先として適当と認める団体・機関（以下「継続研修委託団体」という。）に継続研修を委託することができる。

2 継続研修委託団体は、継続研修の実施科目の一部を他の継続研修委託団体と共同して実施することができる。

3 継続研修委託団体は、継続研修を実施する場合の講師選任は、事前に教育研修委員会の許可を得て実施するものとする。

4 継続研修委託団体が海外研修を実施する場合は、事前に研修日程、研修目的、研修先ごとの研修内容等の資料を添付のうえ教育研修委員会に申請し、承認を得るものとする。なお、海外研修終了後、参加者、訪問概要等の報告書を提出するものとする。

(研修内容)

第3条 認定登録 医業経営コンサルタントの継続研修は、次の科目を基本内容とする。

- (1) 医業経営総論
- (2) 医業経営診断に関する知識
- (3) 医業経営戦略立案・実施に関する知識
- (4) 医業経営管理体制構築・実施に関する知識
- (5) 介護サービス事業展開に関する知識
- (6) 医療福祉施設研修（国内・国外）

2 前項の科目に、会員の資質の涵養及び協会の諸制度に関する科目を含める。

3 第1項第1号から第6号の科目及び協会の諸制度に関する科目等については、医業経営コンサルタント資格認定審査会と協議のうえ、教育研修委員会が具体的なカリキュラムを作成する。

4 教育研修委員会が定めた講師選定の基準に基づくこと。

(義務)

第4条 認定登録 医業経営コンサルタントは、前条に規定する研修科目等を研修内容とする継続研修を履修しなければならない。

(広報)

第5条 本協会は、第2条に掲げる協会及び継続研修委託団体が実施する継続研修の期日、場所等の概況を会員に広報する。

（システム要件）

第6条 継続研修システムとは、次の要件を具備するものをいう。

- (1) 継続研修委託団体に関する規程第3条第3号の規定を実践していること
 - (2) 事務局機能が整い、会員1人別の管理ができること
- 2 継続研修委託団体に関する規程第3条第3号に規定する研究機関等については、「本協会に所属する会員数50名以上」の要件は、適用しない。

（委託研修）

第7条 前条の基準に該当する継続研修委託団体は、本協会から委託された継続研修を誠実に実行し、協会において実施されるレベルを下廻らないようにしなければならない。

- 2 前項の継続研修を実施するため、継続研修委託団体は、第10条に規定する書類等を整備しなければならない。

（協会書類等）

第8条 本協会で継続研修を実施する場合も、第10条に規定する書類等を整備しなければならない。

（担当）

第9条 本協会で実施する継続研修は、教育研修委員会の所轄とする。

- 2 継続研修委託団体が本協会から受託する継続研修の審査は、教育研修委員会が実施する。

（様式）

第10条 継続研修の書類等の様式は、次のとおり定める。

書類等の名称	様式番号	提出時期	内容
継続研修実施申請書	第（継）－01号	原則として実施日の2か月前までに教育研修委員会に申請する	<ul style="list-style-type: none"> ・期日 ・場所 ・実施時間数 ・受講予定者数 ・演題 ・講義概要 ・講師氏名 ・特記事項 他
継続研修実施計画書	第（継）－02号		
継続研修講師経歴書	第（継）－03号		

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。